明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（厚生労働五九）　一

〔告　示〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁二〇）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人関係　四七
会社その他
会社決算公告　四七

省令

○厚生労働省令第五十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百五十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信